

長崎市立各小・中学校長 様

長崎市教育委員会
健康教育課長
学校教育課長
(公印省略)

市立小中学校における令和4年3月7日(月)以降の部活動の取扱いについて(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、長崎県教育庁学芸文化課長及び体育保健課長から通知がありました。

部活動に関しては、令和4年2月18日付け教健第522号により実施されているところですが、3月6日(日)をもって、長崎県の「まん延防止等重点措置」は解除となり、県下全域の感染段階がレベル2-I(警戒警報)に引き下げられました。

については、令和4年3月7日(月)より、当面の間、【別紙】に基づいて、取り組み願います。

なお、自校における感染状況が著しく増加傾向にある場合は、活動を停止するなど、さらに制限を加える措置を各校で設定し、対応願います。

また、下記のような顧問等の目が行き届きにくい「部活動に付随する場面」での取組の緩みにより、感染が拡大してしまう事例が発生しております。これまでも、機会あるごとに注意喚起をしておりましたが、多発すると、部活動の取扱いにおける制限を強化せざるをえないため、併せて指導を徹底願います。

記

【感染が拡大した事例】

○部室等の換気が悪い場所において、長時間マスクなしでの会話や食事を行った。

○練習前後の更衣の際、一斉に多人数で部室を使用していた。

○部活動の帰りに、複数人で飲食を行った。

○遠征の宿舎において、複数人の相部屋内で、マスクなしで過ごしていた。

変更前	変更後
【別紙】 長崎市立学校の部活動の取扱いについて(令和4年2月21日(月)以降、3月6日(日)まで)	【別紙】 長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて(令和4年3月7日(月)以降、当面の間)
○ 他校等との交流は禁止とし、平日2時間程度の自校での活動のみ可とする。(土日及び休業日は中止)	○ 『土日及び休業日の活動中止』を解除し、平日、土日及び休業日の活動を可とする。 ① ガイドラインに則った活動時間、休養日を設定すること。 ② 自校における感染の状況が著しく増加傾向にある場合は活動を停止するなど、さらに制限を加える措置を各校で設定すること。 ③ 県内外を問わず、合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流を実施しないこと。(学校単独チームのみでの宿泊を伴う活動も不可)
○ 部活動停止中に、生徒の体力・運動能力が落ちていることを踏まえ、競技特性、生徒の発達の段階、競技レベル等に十分配慮し、スポーツ医・科学的な見地から運動部活動ガイドラインに則った練習計画のもと、熱中症予防を含め、けがや事故等がないよう、無理のない運動強度、頻度等を設定すること。	(← 削除)

【問い合わせ先】

〒850-868 長崎市桜町2-22

長崎市教育委員会 健康教育課

保健体育係 担当：森田将史

TEL：095-829-1197/Fax：829-1298

Mail:kenkou02@nagasaki-city.ed.jp

長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて（令和4年3月7日（月）以降、当面の間）

市立小中学校の部活動においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、令和4年3月7日（月）以降、当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居の家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 『土日及び休業日の活動中止』を解除し、平日、土日及び休業日の活動を可とする。
 - ① ガイドラインに則った活動時間、休養日を設定すること。
 - ② 自校における感染の状況が著しく増加傾向にある場合は活動を停止するなど、さらに制限を加える措置を各校で設定すること。
 - ③ 県内外を問わず、合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流を実施しないこと。（学校単独チームのみでの宿泊を伴う活動も不可）
- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏等の感染リスクの高い活動は行わないこと。
- 大会への参加について
 - ① 県内大会等への参加は、県および郡市町の競技団体・高体連・高野連・高文連・県および郡市町の中体連や中文連が主催・共催する公式戦への出場のみとする。
 - ※ 原則、日帰りでの参加とするが、離島からの参加や、やむを得ず宿泊する必要がある場合は、感染リスクが高い移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を特に徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
 - ② 全国大会・九州大会等への参加は、中央競技団体等や全国・九州の高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する大会等への出場のみとする。
 - ※ 特に、全国・九州大会等への参加後2週間は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や、健康管理の徹底に留意した上で、可能な限り全体練習を控え、個別の自主練習等の活動のみとするなど、練習環境や方法等の工夫を講じて実施すること。（無料検査の積極的な活用もお願いします。）
- 以下の「具体的な留意事項」の内容については、練習前に、指導者が児童生徒に対し確実に周知すること。なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせることを。

具体的な留意事項 【感染拡大防止対策について】

- ・ 基本的感染防止対策を継続すること。
- ・ 練習前後の部室等の一斉利用と集団飲食を避け、練習終了後は速やかな帰宅を促すこと。
 - ※ 更衣室や部室等は、交替で使用するなどして、一度に大人数の生徒が利用することを避ける。
 - ※ 部員同士が集まって食事を摂る場面を避ける。
- ・ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わないこと。
- ・ 大会参加などで他チームと宿舍が同じ場合は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気を行うこと。
- ・ 毎回、部活動単位で、児童生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。（健康観察記録表も必ず提出させること。）
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。

※「県HP」はこちらです。

- 『「長崎県からのお願い」に記載している「感染者が拡大している地域について」』で閲覧可
- QRコード：こちらからも確認できます。→



(写)

3教文第1298号

3教体第410号

令和4年3月4日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁学芸文化課長

長崎県教育庁体育保健課長

(公印省略)

県立学校における令和4年3月7日以降の部活動の取扱いについて（お知らせ）

このことについて、別添（写）のとおり、各県立学校あて通知しましたのでお知らせします。

貴市町の部活動の取扱いの参考としてください。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁 学芸文化課 教育文化班

担当：林 【TEL】095-894-3385

長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班

担当：佐藤 【TEL】095-894-3393



3教文第1298号
3教体第410号
令和4年3月4日

各県立学校長 様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和4年3月7日以降の部活動の取扱いについて(通知)

各学校の部活動に関しては、令和4年2月17日付け3教文第1245号、3教体第383号により実施されているところですが、3月6日(日)をもって、本県の「まん延防止等重点措置」は解除となり、県下全域の感染段階がレベル2- (警戒警報)に引き下げられます。

つきましては、令和4年2月4日付け事務連絡(文部科学省)により、オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策が示されたことを踏まえ、これまで、県全体で部活動の取扱いを統一して運用していた方法を変更し、令和4年3月7日(月)より、当面の間、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、部活動の実施に当たっては、国及び県の取扱いに基づき、各学校において、自校及び地域の感染状況等に応じて、実施内容等の可否を慎重に判断することとなりますので、別紙の記載事項に留意し、基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

また、本県においては、下記のような顧問等の目が行き届きにくい「部活動に付随する場面」での取組の緩みによる、感染拡大事例が発生しております。

これまでも、機会あるごとに注意喚起をしておりましたが、多発すると、部活動の取扱いにおける制限を強化せざるをえないため、重点的に取り組むよう、指導の徹底を併せてお願いします。

記

【感染が拡大した事例】

部室等の換気が悪い場所において、長時間マスクなしでの会話や食事を行った。

練習前後の更衣の際、一斉に多人数で部室を使用していた。

部活動の帰りに、複数人で飲食を行った。

遠征の宿舎において、複数人の相部屋内で、マスクなしで過ごしていた。

【問い合わせ先】

学芸文化課 教育文化班
担当：林 【TEL】095-894-3385
体育保健課 学校体育班
担当：佐藤 【TEL】095-894-3393

部活動の取扱いについて（令和4年3月7日以降）

県立学校の部活動においては、下記、オミクロン株に対応した感染症対策に基づき、各学校が、自校や地域の感染状況等に応じて、実施内容等の可否を慎重に判断するものといたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

【参考】令和4年2月4日付け事務連絡（文部科学省）

【「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（一部抜粋）】

(2) 部活動等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。

実施にあたって

健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（地域の感染状況等によっては、同居家族に発熱等の風症状がみられる場合も参加させないこと。）

生徒本人・保護者の意向を尊重すること。

原則、県内外を問わず、大会への参加や宿泊を含めて、自校等での活動及び他校等との交流ができるものとするが、重点措置地域等（まん延防止等重点措置地域以上）の感染リスクが高い地域との往来は極力控えること。（活動時間や、休養日などは、長崎県における部活動ガイドラインに則ること。）

- ・交流等を計画する際は、交流予定の他校等や訪問地域の感染状況を把握し、自校及び自校が所在する地域の感染状況を勘案し、感染拡大防止の観点から、実施を慎重に判断すること。
- ・大会等への参加の際は、要項などにより、基本的感染防止対策が徹底されているか等の確認を行い、参加を慎重に判断すること。

交流等を計画する際は、訪問先の各県が定める部活動の取扱いを確認し、判断すること。

訪問地域における時短要請等の制限を遵守すること。

大会参加や他校等との交流を計画する際は、感染拡大防止の観点から、事前に顧問等から活動計画等（参加者・行程・交流校など）を提出させるなど、交流内容等を確認した上で実施を検討するとともに、自校が所在する市町が独自の感染防止対策として、移動等を制限する場合もあることなどにも留意すること。

具体的な留意事項 【感染拡大防止対策等について】

- ・基本的感染防止対策を継続すること。（特に、飲食や部室利用時などの、部活動に付随する場面の対策）
- ・移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・大会参加や交流等で宿泊する際は、一般利用者がいることも踏まえ、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、普段一緒に活動している者以外との接触を可能な限り避けること。
- ・体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。